

【事業概要】

- 子供の権利擁護専門員（弁護士等）と電話相談員が協働して、子供からの権利侵害等の相談を受け付け、公正中立な第三者として、子供と関係機関との間に立って「助言」「調整活動」を実施。
- 児童福祉分野に止まらず、教育現場等における「いじめ」「体罰」「虐待」など、子供の権利に関する相談全般について対応。
- 権利侵害事案について、専門員が必要と認めるときは、児童福祉審議会へ諮問可能な規定であるが、相談者の納得が得られたなどにより、これまで諮問実績はない。

【事業化の経緯】

- 東京都児童福祉審議会の意見具申を受け、平成10年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置。同年11月から試行的に事業を実施（試行期間：5年6か月）、平成16年4月から子供の権利を擁護するシステムとして本格実施。



	事業内容	実施体制等	相談件数の推移
1	電話相談（通称「東京子供ネット」） 子供の権利侵害の相談窓口。内容に応じて、専門員相談へ引継ぎ。 平日：午前9時～午後9時 土日祝：午前9時～午後5時	電話相談員 2名 （福祉に関する相談経験がある者、社会福祉、教育、心理に関し知識を有する者）	令和元年度 1, 033 (471) 令和2年度 1, 020 (332) 令和3年度 814 (272) ※括弧内は子供からの相談内数
2	子供の権利擁護専門員相談 相談者と面接を行い助言を行ったり、事実関係を調査の上、子供の権利を擁護するための調整活動を実施。以下3つの相談経路がある。 （1）電話相談からの引継ぎ （2）子供の権利ノートのはがき （3）困りごと相談用紙	専門員 3名 （弁護士2名、学識経験者1名）	令和元年度 42 (24) 令和2年度 28 (15) 令和3年度 27 (15) ※括弧内は経路(2)及び(3)の内数
3	メッセージダイヤル 悩みごとを抱えた子供からの声や意見などをメッセージとして録音（24時間受付）。録音されたメッセージは聞くことが可能。		令和元年度 513 令和2年度 339 令和3年度 298